

(仮称)小田原市パートナーシップ登録制度の考え方

1 趣旨

誰もが尊重しあい、それぞれの多様性を認め合いながら、共にいきいきと暮らす地域社会を築くことをめざす第5次小田原市総合計画「おだわらTRYプラン」の施策方針と、誰もが人として大切にされ、共に生き、支えあうまちづくりを標榜する「小田原市人権施策推進指針」の基本理念に基づき、日常生活において相互に協力し合い、継続的に同居して共同生活を行うことを約束した同性等のカップルが、両者の自由意思により、お互いを人生のパートナーとして市に申請する登録事務の取扱いについて、必要な事項を定める。

2 概要

一方又は双方が性的少数者である、パートナーの関係にある共同生活者が、市にパートナーシップ登録申請書を提出し、市は、登録要件を満たしていることを確認した上で、登録証明書を発行する。

3 用語の定義

- | | |
|--------------|--|
| (1) 性的少数者 | 典型的とされない性自認や性的指向を持つ者 |
| (2) パートナーシップ | 互いを人生のパートナーとして、継続的に共同生活をしているか、継続的に共同生活をするを約束した2人の成人間における社会生活関係 |
| (3) 共同生活 | 日常生活において、複数の人間が、経済的、物理的、精神的に相互に協力し合うこと |

4 申請者の要件

次のすべての要件を満たしている者とする。

- (1) 成年であること。
- (2) 双方が市内在住か、一方が市内在住で他方が市内への転入を予定していること。
- (3) 配偶者がいないこと。
- (4) 申請者以外の者とのパートナーシップ関係がないこと。
- (5) 当事者同士が近親者（直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族）でないこと。

5 申請方法

パートナーシップ登録申請書に両当事者が所定の事項をそれぞれ自署し、申請者双方が同時に来庁して申請する。

6 登録に必要な書類

- (1) 現住所を確認できるもの（住民票の写し等）
- (2) 独身であることが分かるもの（戸籍謄本等）
- (3) その他市長が必要と認める書類

7 市が発行する書類

- (1) パートナーシップ登録証明書
- (2) 登録を受けたこと又は登録を削除されたことに関する事実証明書

8 申請窓口

人権・男女共同参画課

9 その他

市長は、次の場合、パートナーシップ登録を削除することができる。

- (1) 登録要件を欠いたとき。
- (2) 虚偽や不正な方法でパートナーシップ登録を受けたとき。
- (3) 登録証明書や事実証明書を不正に利用したとき。